

## 多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則（昭和41年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 略帽の部製式の項中「サイズ（4種類）」を削る。

別表第2 略帽（冬夏）の項中「3年」を「老朽、破損に応じて」に改め、同表盛夏服の項及び救助服の項中「2年」を「老朽、破損に応じて」に改め、同表防寒衣の項中「5年」を「老朽、破損に応じて」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 救助服は、特別救助隊員に貸与する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。